

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

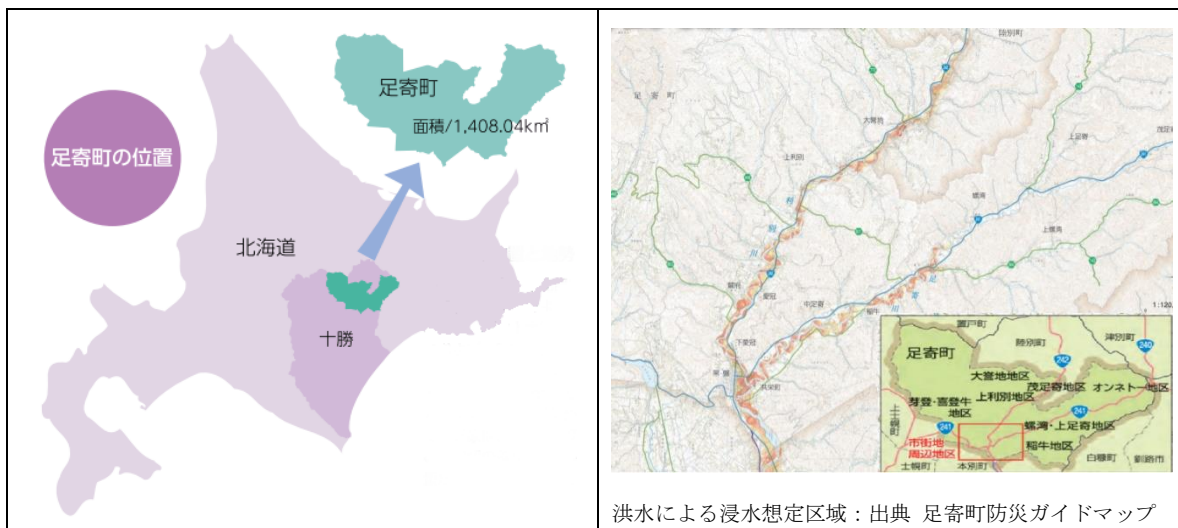
1. 現状

(1) 地理的要因

利別川(利別川)は、全長 146km。北海道十勝総合振興局管内を流れる十勝川水系十勝川支流の一級河川である。足寄川、美里別川などを合わせ、豊頃町内で合流する。

北の陸別町からほぼ国道 242 号に沿って流れ来る利別川中流域と、その支流である国道 241 号線沿いに流れる足寄川、美里別川流域をほぼその町域とし、日本の町村で最も広い面積を誇る。北西部は石狩山地の山々が、東縁には雌阿寒岳があり標高が高くなっている。中央南部は利別川河谷に沿って平地があり、ここに中心市街がある。上流域は林業、当町を流れる中は畑作、酪農が行なわれている。

典型的な内陸性気候で、気温の年較差が大きく、特に冬の寒さは厳しい。降水量は少なく、日照時間は長い。



(2) 地域の災害リスク

①地震(足寄町地域防災計画【地震災害対策編】出典)

当町の地域防災計画によると内陸型地震(活断層帯)のうち最も近い十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は主部では最大 0.2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

②風水害(足寄町防災ガイドマップ出典)

当町のハザードマップによると、市街地区において里見が丘・西町地区では、がけ崩れの危険があるエリアとなっており、同地区には主に運輸業、製造業、林業サービス業・飲食店が集積している。

当町は、台風等の暴風雨による被害が最も多く、これまでも数々の水害に見舞われている。特に平成 28 年 8 月から 9 月にかけて台風 7、11、9、10、13 号においては、幸いにも人命にかかわる被害はなかったものの、多くの住家への浸水や農地・道路の決壊など、足寄町政史上まれにみる大災害となった。

※浸水想定区域とは利別川の河道整備状況を勘案して、概ね 100 年に 1 回程度起こりうる大

雨（流域全体に2日間総雨量220mm）に伴う洪水による、浸水の状況をシミュレーションした。

※50年に1回起こりうる大雨（流域全体に2日間総雨量160mm）に伴う洪水により、使用不可となる避難所。

### ③火山噴火（足寄町防災ガイドマップ出典）

当町は、東のエリアであるオンネトー地区に雌阿寒岳を有しており、観光資源である雌阿寒温泉、オンネトー野営場がある。「雌阿寒岳ハザードマップ」では雌阿寒岳のうち、噴火を起こしやすい3つの火口（①中マチネシリ想定火口、②ポンマチネシリ想定火口、③阿寒富士想定火口）が大噴火を起こした時の被害を想定している。

- ・火山灰が積もると土石流が発生しやすくなる。雨の時は、家の裏山など、沢や斜面にも注意する必要がある。
- ・積雪期の噴火では、雌阿寒岳から遠い下流の地域でも、河川の氾濫に注意する必要がある。

## （2）商工業者の状況

### 平成31年4月1日現在：足寄町商工業者等数等

業種別内訳	商工業者数	小規模事業者数	商工会員数
建設業	41	38	31
製造業	21	17	21
卸売業	12	12	5
小売業	65	57	46
飲食・宿泊業	52	52	43
サービス業	69	65	52
その他	65	59	36
定款会員			16
合計	325	300	250

※足寄町商工会独自把握数値

## （3）これまでの取組

### ①当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	平成15年	平成30年3月改定
防災備品の備蓄		備蓄食料3日分 備蓄品：発電機・段ボール等
防災行政無線の設置	平成10年	令和元年更新・個別受信機の全戸配布

### ②当会の取組

項目	年月	備考
BCP策定専門家派遣	H29.11～H30.2	1社
BCP策定研修会への参加	H30.9	4名参加
BCP策定専門家派遣	H30.7～9	1社

## 2. 課題

平成 28 年 8 月～9 月の台風などによる大雨災害の検証報告書の中では

区分	項目	意見・課題
情報伝達	防災無線・広報	防災無線が雨音にかき消されて聞こえない
情報伝達	避難勧告・指示	勧告、指示の違いを理解していない。若い人を中心に自治会を把握していない
災害対策本部	本部運営	情報の一元化、指揮系統の一元化が図られず、情報の錯綜・現場作業での混乱が生じた
避難	要支援者	被災危険箇所（浸水想定区域・土砂災害危険箇所）内居住の要支援者をリストアップし、あらかじめ各要支援者の避難所を設定すべきである
避難	避難所運営	全てを役場職員で担うことは不可能であることから、自治会等による避難所運営も検討すべきである

- ・当町、関係機関等との連携、協力体制を図るための具体的なマニュアル等が整備されていない。
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・損害保険、共済に対する助言を行える人員が十分にいない。
- ・自治体が商工会とも協力し合いながら、それぞれの地域の中小企業の防災・減災対策を支援する他、小規模事業者の経営力強化を支援することになっている。自治体にとって、中小企業は税収や人口、あるいは地域経済の動向を握る運命共同体であり、本来は、自治体が中小企業の事前の防災・減災対策や経営力強化を支援し、地域の活性化に積極的に取り組むことがあるべき姿といえよう。現段階では、制度的枠組みが整えられようとしているにすぎず、これをどのように活用していくのかは、今後の自治体の取り組み次第であろう。

## 3. 目標

- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標(事業継続力強化計画)				
			R2	R3	R4	R5	R6
建設業	41	38	1	1	1	1	1
製造業	21	17	1	0	1	0	1
卸売業	12	12	0	1	0	1	0
小売業	65	57	1	1	1	1	1
飲食・宿泊業	52	52	1	1	1	1	1
サービス業	69	65	1	1	1	1	1
その他	65	59	1	1	1	1	1
合計	325	300	6	6	6	6	6

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先して支援することとし、事業継続力強化支援計画の今後 10 期(1 期 5 年×30 者×10 期) までには地域の全小規模事業者が計画策定するよう目標設定する。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発生時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共同で巡回指導 (OJT)	年1回

4. その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

足寄町	足寄町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスク及び事業継続計画等策定の必要性の周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所医立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入）について説明する。
- ・商工会通信や町広報、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

イ. 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者事業継続力強化計画等の取り組み状況の確認(年1回)

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	41	38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	21	17	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
卸売業	12	12	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
小売業	65	57	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食・宿泊業	52	52	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業	69	65	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	65	59	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	325	300	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- ・足寄町事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回委員会を開催し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	足寄町総務課 足寄町経済課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじめ当町経済課と協議し、策定する。

(2) 災害後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する)。

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役員分担を決める。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、もしくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

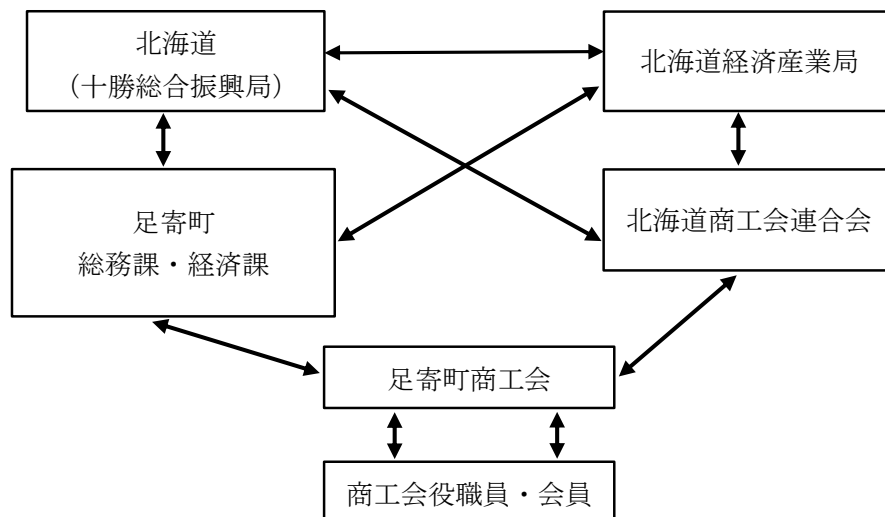
・本計画二より、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

### (3) 災害時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

#### <災害情報等報告取扱要領の報告方法>



(4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、足寄町と相談する（当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、町等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・足寄町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会等に相談する。

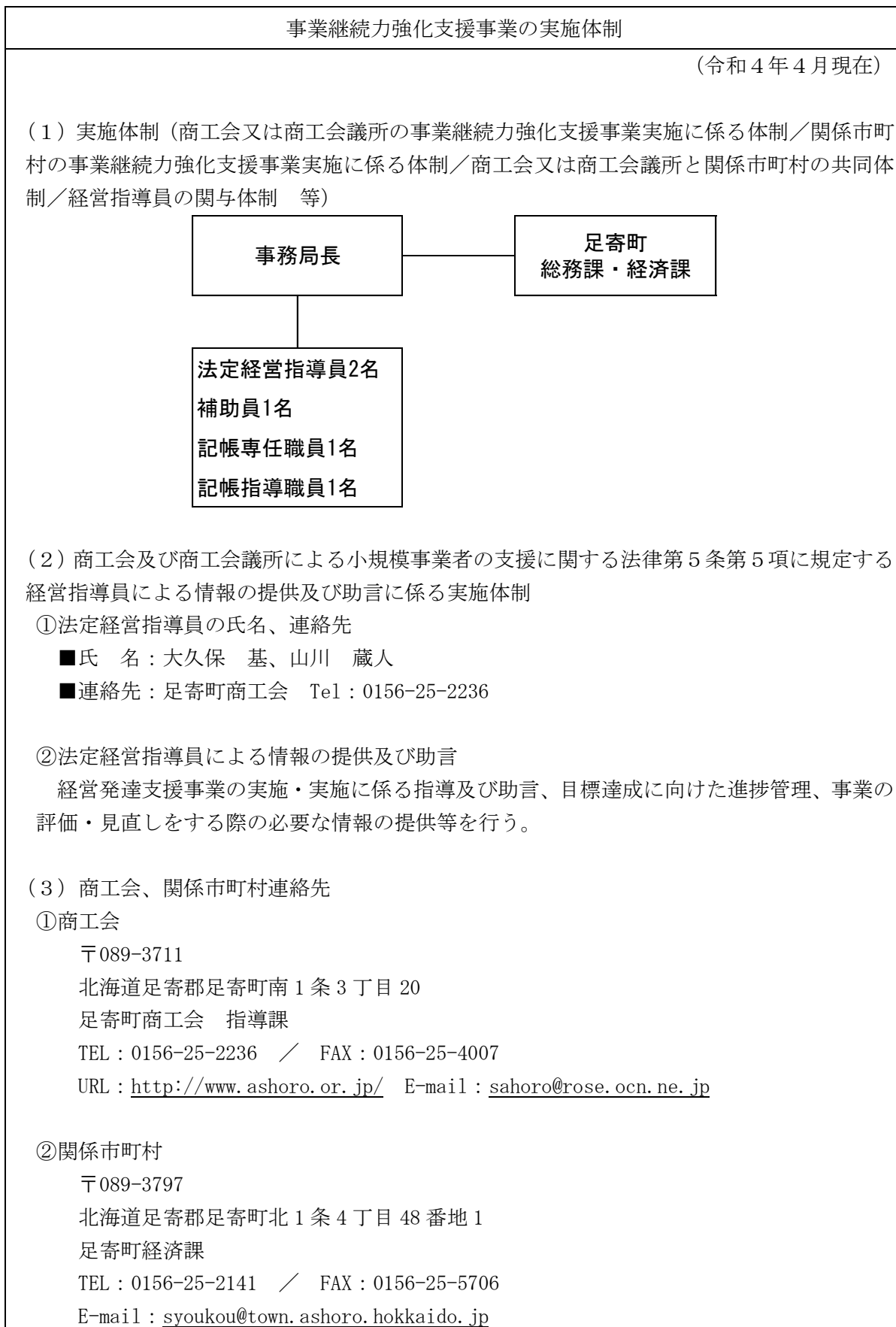
(6) その他

- ・本計画は、足寄町商工会及び足寄町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに道経済部中小企業課へ報告する。



(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	60	60	60	60	60
専門家派遣費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料、国補助金、道補助金、町補助金、事業受託費 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。